

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

1. 利府町の災害リスク

(1) 位置・面積・地勢



利府町は、仙台市に隣接して宮城県ほぼ中央に位置し、町の総面積は44,89㎡、東西が約12km、南北が約7kmの広がりを持ち、東西に長い地形となっている。北東部は標高100～200mの山地・丘陵地、東部は畑、中央部は水田が広がっている。

国道45号線、県道仙台松島線（通称：利府街道）が町の中心部を横断しているほか、それと並行して三陸自動車道が通っており、交通の要衝となっている。仙台都市圏の中では新興のベッドタウンであり、イオンモール利府を中心とした商業集積によって、地域型商圏である「利府商圏」を形成している。

当商工会の利府事務所は利府駅から400mほどの住宅地内に立地しており、地震以外の災害リスクは比較的小さい場所である。

(2) 風水害：ハザードマップ

利府町のハザードマップによると、想定最大規模の降雨を想定した場合、町内南側の多賀城市に流れる砂押川付近は浸水被害が予想され、東側を同じく多賀城市に向かって南北に流れる勿来川との距離が特に狭くなる新利府駅周辺から利府駅までの、東北本線アンダーパスが存在する地域の一部は3m～5m未満の浸水が想定されている。

(3) 土砂災害：ハザードマップ

利府町のハザードマップによると、北東部の山地・丘陵地をはじめ、西側丘陵地の新興住宅街に一部急傾斜地の崩壊特別警戒区域があるが、大規模な土石流を警戒する箇所は少ない。しかし、松島湾に面する海岸地帯には急傾斜な山地が迫り、土石流特別警戒区域が密集している。

(4) 津波：ハザードマップ

利府町のハザードマップによると、浜田・須賀地区が松島湾に接しているため、満潮時に東日本大震災クラスの津波が襲来した場合を想定すると、一部の浸水深は4 m以上に達する。

(5) 地震：地震調査研究推進本部事務局

長町ー利府線断層帯は、利府町から仙台市を経て村田町にかけて延びている。

今後の発生確率については、今後30年以内は1%以下、今後50年以内では2%以下、100年以内では3%以下と推定されており、発生する可能性としては、国内の主な活断層帯の中ではやや高いグループに属すると考えられている。なお、地震の規模は、マグニチュード7.0～7.5程度と考えられている。

(6) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延をするような新型感染症については、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

利府町は人口の約3割が仙台市に、約1割が多賀城市や塩釜市に通勤や通学で流出するベッドタウンであり、新型コロナウイルス感染症ではそれらの市で発生した患者との濃厚接触により感染した例が多く出ていることから、町民が外部で感染して持ち込まれる可能性が高い。

2. 松島町の災害リスク

(1) 位置・面積・地勢



松島町は、宮城県の沿岸地域中部に位置し、東は東松島市（旧鳴瀬町）、西は宮城郡利府町・黒川郡大郷町、南は松島湾、北は大崎市（旧鹿島台町）・遠田郡美里町（旧南郷町）に隣接し、仙台市と石巻市のほぼ中間に位置する。四極間の距離は、東西約9 km、南北約10 kmで、面積は53.56 km²である。

また、町内は、奥羽山脈から太平洋にまで至る舌状台地である松島丘陵が地殻陥没によって生じた松島湾に面する「南部海岸地帯」、品井沼干拓地等北部平坦地から中部にかけてなだらかな丘陵地帯が続く「北中部丘陵地帯」、利府町の番ヶ森山から尾鹿ノ森山に至る小山脈と白坂山、壇山等に囲まれた山間農耕地帯からなる「西部山間地帯」の、大別して三地帯に分けられ、海拔0 mの低地帯から急勾配の山間地帯までである。

加えて、町の北部を西から東へ流れる吉田川、更に北東部の端に位置する二子屋地区よりその東側を東松島市境に吉田川と、並行して流れる鳴瀬川があり、この二つの大河川は、雨季において増水が甚だしい。さらに町の中を北から南に縦断する高城川は、北部上流の鶴田川と西部山間地帯より流れる川を合流し、豪雨と満潮時が重なるときは松島湾に流れ出る河口付近にある海拔0 mの下流一帯において浸水の危険がある。

当商工会の松島事務所は、観光、商工、漁業地域と手樽干拓地等の農耕地帯からなっていて町人口の63.1%がこの地帯に集中している「南部海岸地帯」に属する高城地区に立地しており、高城川の河口から150 m上流の堤防から80 m程度しか離れていない上記海拔0 m地帯にあることから浸水リスクが高い場所である。

(2) 洪水：ハザードマップ

松島町のハザードマップによると、「南部海岸地帯」には浸水が予想される区域がほとんどないが、「高潮による浸水は考慮していない」と但し書きがあり、昭和54年台風20号による高潮浸水実績図ではこの一帯に浸水被害があったことから、低地帯では最大で床上浸水までは起こり得ると考えられる。対して、吉田川沿いの「北中部丘陵地帯」では丘陵地の中に散在する農地や集落の大部分で最大10mの浸水被害が予想されている。

(3) 土砂災害：ハザードマップ

松島町のハザードマップによると、海岸部や山間部に急傾斜地が多い地形であることから、崖崩れ等土砂災害発生危険個所が多数存在している。特に「南部海岸地帯」に位置する手樽地区や、高城地区北西部の大日山などはもろい岩質でできていることから大きな土石流にも警戒が必要である。平成15年の宮城県北部連続地震の際に、崖崩れによって家屋や倉庫など壊れた被害事例が多く出た地域も引き続き警戒が必要と考えられる。

(4) 地震：J-SHIS

地震ハザードステーションの想定地震地図によると、松島町に今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は28%以上であるとされている。

(5) 津波：ハザードマップ

松島町のハザードマップによると、人口が集中している「南部海岸地帯」は、松島湾に面しているため満潮時に東日本大震災クラスの津波が来襲し、防潮堤が破堤した場合は、大部分が浸水想定区域となる。

(6) 感染症

新型インフルエンザや新型コロナウイルスに関する状況は利府町同様であり、発生時には多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

松島町は、日本三景として全国的な観光地であり、年間300万人近くの観光客流入があることから、外部から町内にウイルスが持ち込まれる可能性が高い。

3. 商工業者の現状

・管内事業者数

地域	商工業者数	うち小規模事業者数	小規模者数割合
利府町	973	634	65.2%
松島町	568	450	79.2%
合計	1,541	1,084	70.3%

平成28年経済センサス活動調査より

上記「管内事業者数」及び次頁「地区別業種別状況」の商工業者数は、平成28年経済センサス活動調査より産業分類の農業、林業並びに漁業以外の「非農林漁業」を抜粋している。

なお、小規模事業者数は「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」については従業員20名以下、それ以外の「卸売業、小売業、サービス業」については従業員5名以下を小規模事業者としている。

・地区別業種別状況

【利府町】

業種	商工業者数	小規模事業者数	状況
建設業	162	155	町内全域に分散
製造業	81	54	半数以上が町内北西部高台に立地
電気・ガス・熱供給	—	—	該当事業者なし
情報通信業	2	2	事業者詳細不明
運輸業、郵便業	33	24	町内全域に分散
卸売・小売業	244	128	80%以上が利府中央部(伊)に立地
金融業、保険業	10	5	80%以上が利府中央地区に立地
不動産・物品賃貸業	33	32	町内全域に分散
専門技術サービス業	20	15	半数以上が町内西部住宅地に立地
宿泊業、飲食業	110	40	80%以上が利府中央部(伊)に立地
生活関連、娯楽業	103	81	町内全域に分散
教育・学習支援業	37	26	町内全域に分散
医療、福祉	80	33	町内全域に分散
複合サービス事業	7	5	町内全域に分散
上記以外	51	34	町内全域に分散
合計	973	634	

【松島町】

業種	商工業者数	小規模事業者数	状況
建設業	62	60	町内全域に分散
製造業	29	28	町内全域に分散
電気・ガス・熱供給	1	1	事業者詳細不明
情報通信業	1	1	事業者詳細不明
運輸業、郵便業	18	13	町内全域に分散
卸売・小売業	153	118	半数以上が南部海岸地帯に立地
金融業、保険業	3	0	全て南部海岸地帯に立地
不動産・物品賃貸業	55	55	80%以上が南部海岸地帯に立地
専門技術サービス業	8	8	全て南部海岸地帯に立地
宿泊業、飲食業	96	61	80%以上が南部海岸地帯に立地
生活関連、娯楽業	59	53	半数以上が南部海岸地帯に立地
教育・学習支援業	8	7	半数以上が南部海岸地帯に立地
医療、福祉	32	12	80%以上が南部海岸地帯に立地
複合サービス事業	8	6	半数以上が南部海岸地帯に立地
上記以外	35	27	半数以上が南部海岸地帯に立地
合計	568	450	

4. これまでの取組

(1) 利府町の取組

① 利府町地域防災計画の策定

利府町は、町民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき利府町の地域に係る防災対策に関し、町及び町内の公共機関等の業務の大綱及び処理すべき事務を定めるとともに、必要な体制を確立することにより、関係機関の総合的かつ計画的な防災対策の整備推進を図り、町土及び町民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的として利府町地域防災計画を策定しており関係機関等に周知している。

② 利府町防災マップの作成

全国各地で頻発している災害に対応するため、町民一人ひとりが「自分の命は自分で守る（自助）」の意識を高め、日頃から災害に備えることが「減災」に繋がり、やがて家族を守ると考え、災害時に速やかに避難等が行えるよう、必要な情報・日頃の備えについて記載した「利府町防災マップ」を作成し、住民等へ配布している。

③ 企業等との災害時連携協定等の締結

利府町は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害が発生した場合における、支援協力等の要請に必要な災害応急対策及び災害復旧対策等が円滑に実施できるよう、企業等と災害時連携協定等を締結し体制の強化に努めている。

④ 利府町総合防災訓練の実施

利府町は、「宮城県沖地震（昭和53年6月12日）」を契機とした「みやぎ県民防災の日」に合わせて、利府町地域防災計画に基づき、東日本大震災（平成23年3月11日）級の地震並びに長町ー利府線断層帯の地震の発生に備え、地域住民や児童、防災関係機関が連携し、防災体制の確立と防災意識の高揚及び防災知識・技術の向上を図ることを目的に毎年実施している。

⑤ 町内会（自主防災組織）における防災訓練の推進

各町内会（自主防災組織）では、災害に備え各地区ごとに防災訓練を実施しており、町職員も出席し、防災講話等により、防災・減災について普及啓発を行っている。

⑥ 地域防災リーダーの育成・フォローアップ講座の実施

利府町は、地域防災リーダーの育成を行っており、地域の防災力強化に努めている。また、さらなる技術・技能の習得、防災知識の向上のためフォローアップ講座も実施し、防災力の向上に努めている。

⑦ 備蓄食料・資機材の整備等

災害が発生した場合に、被災者の生活や安全を確保・支援するため、迅速な救援を実施する必要があることから、利府町では計画的に備蓄を行い、物資・資機材等の確保に努めている。また、併せて家庭内での災害備蓄物資として一週間分の食料等最低限の生活物資・医療品等の推奨を進めている。

⑧ 防災に関する情報提供

防災に関する情報は、同報系防災行政無線のほか、町ホームページ・登録型メール配信サービス等により気象情報等の防災関連情報を一体的に発信している。

⑨ 利府町インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、町民の生命及び健康を保護し、町民生活に及ぼす影響を最小限にすることを目的として「利府町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

(2) 松島町の取組

① 地域防災計画の策定

松島町は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、町域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興について行う事項を定め、町民や地域団体、企業と町及び防災関係機関が協働してこれらの防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として松島町地域防災計画を策定している。

現在、平成27年3月に改訂を行った計画について、関係法令及び各種計画、ガイドラインの改正に合わせた見直し作業を行っている。

② 総合防災訓練の実施

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、毎年11月5日の「松島町防災の日」に合わせて常備消防、消防団、自衛隊、警察等、防災関係機関と協力した実働型の総合防災訓練を行っている。また、土のう作りや救急救命講習等、体験メニューを取り入れて町民参加型訓練としている。

③ 防災マップの作製・配布

松島町内の河川浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域などの危険箇所や避難する場所を地図上に示し、事前に危険な状態を町民に知らせることにより、自主的な避難や普段からの備えの強化に活用してもらうため、「松島町防災マップ」を作成し平成30年11月に全戸を行っている。

また、作成にあたっては、1000年に1度の津波浸水想定区域や河川の想定最大規模降雨による浸水想定区域、家屋等倒壊等氾濫想定区域などを反映した防災マップとしている。

④ 資機材・備蓄食糧の整備

町内に8箇所ある拠点備蓄倉庫に、年度計画による食糧や水、資機材などの整備を行っている。

⑤ 防災に関する情報提供

防災に関する情報については、町の公式ホームページのほか、フェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用しているほか、登録制の安全安心メール等、様々な媒体を活用して情報発信を行っている。

また、令和2年3月に防災行政無線屋外拡声子局を2局増設し、難聴区域解消を図っているほか、平成30年度より難聴区域世帯に対し、防災行政無線戸別受信機の無償貸与を進めている。

⑥ 自主防災組織訓練運営支援事業

自主防災組織の訓練活動に対してその経費の一部を助成する支援制度を創設し、自助・共助の取り組みを推進し地域防災力の向上を図っている。

⑦ 松島町インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、町民の生命及び健康を保護し、町民生活に及ぼす影響を最小限にすることを目的として「松島町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

(3) 商工会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策等周知

専門家派遣事業やBCP支援ガイドブック等中小企業庁等から全国商工会連合会を通じて案内があった施策等を周知している。

② BCPセミナーの開催及び案内、参加勧奨

平成24年度に宮城県が実施する出前講座に申請し、会員宛セミナーを実施したほか、宮城県や県連合会が実施するBCPセミナーへの案内及び参加勧奨を行っている。

③ 災害復旧補助金の申請、実行支援

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や、令和元年度被災事業者再建事業「持続化補助金台風19号、20号及び21号型」等補助金が出た際に周知及び申請、実行支援を行っている。

④ 大規模災害対策マニュアルの策定

平成20年度に県連合会主導により大規模災害対策マニュアルを作成し、毎年見直しを行っている。

⑤ 災害リスクに備える共済、保険の加入推進

災害による損害の補填や休業時の資金確保等を目的として、宮城県火災共済協同組合と連携した総合火災共済（洪水・高潮・土砂崩れも補償範囲）や地震危険補償特約、商工会のスケールメリットを活かして低廉な保険料で加入できるビジネス総合保険等の加入推進を行っている。

II. 課題

1. 事業者のBCP策定状況

地域内におけるBCP策定状況は把握されていないが、巡回等で確認している限りでは策定している事業所は無く、その重要性への啓蒙も不足している状況である。

2. 職員の策定支援スキル

上記のとおり、地域内小規模事業者にBCP策定支援を求められた例は皆無に等しく、専門知識や経験を持った人員がいない。また、共済・保険に対する助言を行える職員も不足している。

3. 応急対策に関する町との連携

商工会では大規模災害マニュアルにおいて、緊急時の出勤先を自宅から最寄りの商工会または県連合会と定めており、発災時に十分な人員が確保できない可能性がある。

また、同マニュアルにおいて発災時の安否確認や被害状況確認、連絡手段等を定めているが、町に対する情報伝達の方法等を定めていない。

4. 感染症対策

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するといった取り組みをこれまで行っていなかった。

また、職員の感染により商工会の支援機能が停止することのないよう、テレワークやスプリットオペレーション等を行うための作業データのクラウド化や知識の共有が進んでいない。

Ⅲ. 目標

1. 地域内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

会員事業所に対しBCPに関する調査を行い、地域内事業者における策定状況を把握し、職員間での共有を図る。

また、BCP策定の必要性を経営者に認識させるため、利府町・松島町が作成している防災ガイド等を用いて地域内の災害リスクについて周知を行い、危機管理意識の向上を図る。

【数値目標】

支援事業	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
事業者BCP策定状況等経営状況実態調査（新規回収件数）	回 (件)	1 (400)	1 (200)	1 (100)	1 (100)	1 (50)
リスクチェックシートによる共済・保険の加入状況等確認	件	50	50	50	50	50
防災ガイド等を用いた災害リスク周知	回	1	1	1	1	1

2. 職員の策定支援スキル強化

国、県、県連合会等が実施するBCP策定セミナーに積極的に職員が出席して知識習得に精励するとともに、専門家や保険会社と連携し、情報交換や個別相談会の開催を通じて職員に不足するノウハウを補完する支援体制を構築する。

【数値目標】

- ・BCPセミナーへの年1回、職員1名参加
- ・BCP策定個別相談会の年1回開催

3. 関係機関との連携体制の構築

発災時における連絡体制を円滑に行うため、ハザードマップを活用しながら利府町・松島町と商工会との間における被害情報報告ルートを構築し、平時から連携した訓練を行う。

また、発災後速やかに支援が行えるよう、組織内における指揮命令系統等の体制を確立するため大規模災害マニュアルの見直しを毎年行うとともに、関係機関との連携を平時から構築する。

【数値目標】

- ・地域行政と連絡ルート確認訓練を年1回実施
- ・商工会の大規模災害マニュアルを年1回見直し

4. 感染症拡大防止体制の構築

地域内における感染症発生時に、速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、メールやFAXといった郵送に拠らない情報発信の方法を上記BCPに関する調査と併せて事業者から収集し、国内感染者発生期や国内感染拡大期といった局面に応じた情報発信を適時行える体制を構築する。

また、VPN接続による商工会のグループウェアや前述のクラウド型経営支援ツールを活用し、作業データのクラウド化とナレッジマネジメントを強化することにより、感染による商工会の支援機能停止を防止する体制を構築する。

5. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 事業継続力強化支援事業の内容

商工会と利府町・松島町で役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

地域防災計画に基づき、本計画と整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

i) 自然災害等リスク認識に向けた注意喚起

職員の巡回訪問や窓口指導時に、地域ハザードマップ等を活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及び、その影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、自然災害等に対応した損害保険・共済加入等)について説明する。

自然災害等におけるリスクは、建物や什器等の損害のみならず、休業による所得損失、事業主や従業員の怪我、復旧費用の資金繰り等多岐にわたることから、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」(別添資料参照)を用いて簡易診断を行い、小規模事業者のリスク管理状況を確認するとともに、リスク軽減のための対策を提案する。

ii) 情報の共有に関すること

商工会会報やホームページ、利府町・松島町の広報誌等において、国の施策の紹介やリスク対応の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

iii) 事業者BCP策定に関する指導、助言に関すること

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等に関する情報提供をはじめ、事業継続力強化の指導及び助言を行うとともに、必要に応じ専門家を派遣し具体的な取り組みを支援する。

iv) 各種制度の情報提供に関すること

事業者の必要に応じ事業継続の取組に関する専門家派遣をはじめ、宮城県商工会連合会等の関係団体が主催する普及啓発セミナー開催や行政の施策、損害保険の紹介等の事業継続力強化に関する情報を、商工会の会報やホームページ掲載等により積極的に小規模事業者に提供する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄やオフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

② 商工会自身の事業継続計画の作成

平成20年6月に発生した「岩手・宮城内陸地震」を契機として、平成21年3月に事業継続力計画「大規模災害対策マニュアル」を作成。その後、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、平成24年4月に改訂。毎年4月に更新し、令和2年4月に最新版を作成している。

③ 関係団体等との連携

全国の商工会で加入勧奨している、商工会の休業対応応援共済制度(元受団体/全日本火災共済協同組合連合会)を販売する宮城県火災共済協同組合や損害保険会社に専門家等の派遣を依頼し、巡回・窓口相談時をはじめ、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーの共催や自然災害に対応した各種共済制度の紹介等を実施する。

また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等)の紹介等も実施する。

自然災害対応力強化に関する注意喚起を促すため、関係機関に災害リスク対応を啓発するポスター等の提供を依頼し、商工会を訪れた事業者が目にする場所に掲示する。

④ フォローアップ

巡回、窓口指導時やアンケート調査実施により、小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を把握し、(仮称)事業継続力強化推進会議(構成員:商工会、利府町・松島町)にて、状況を確認するとともに、改善点等について協議をすることにより小規模事業者の災害リスク対応の取組について、フォローアップ支援を実施する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

災害発生時に混乱なく円滑に本計画を実施できるよう、自然災害(震度6弱以上)が発生したと仮定し、利府町・松島町との連絡ルートの確認と、必要に応じて訓練を実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、管内に震度6弱以上の地震、又は商工会会長が災害対策本部設置が必要と認めた災害が発生した時は、速やかに「災害対策本部」を商工会内に設置し、下記の手順で職員の安否と管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡するとともに、利府町・松島町と連携し被災小規模事業者の支援を行う。

なお、商工会で設置する災害対策本部の組織体制は次の通り。

【災害対策本部の組織体制と業務】

対策本部全体	危機管理対応の職場内調整、突発的事案の対応 被災会員事業所の状況等の情報収集と発信 基本行動要領の決定と指示
本部長 (会長)	危機管理対応方針の決定、危機管理対策の全般統括
地区対策本部長 (副会長)	対策本部との連絡調整、危機管理対応の支部内調整 支部内商工会の情報収集と発信、対策本部決定方針の支部への徹底
本部長代行 (事務局長・参事)	本部長の補佐、職員の出勤体制の決定、行政及び県連への報告 最優先業務の決定、平時体制移行の決定、その他全体的な事項
副本部長 (課長・副参事)	本部長及び本部長代行の補佐、官公庁対策

責任者 (支所責任者)	職員の状況確認（自宅の状況、通勤困難、帰宅困難者等） 対策本部の設営、本所・支所（事務所）との連絡調整 会員支援項目の立案、重要書類の保全
情報収集担当員	責任者の補佐、役員並びに会員の被災状況調査及び集計 職員及びその家族の安否確認並びに各商工会情報の収集
支部役員	支部の被害状況報告

① 応急対策の実施可否の確認

- i) 大規模災害対策マニュアルに基づく緊急連絡網等を活用し、職員の安否及び業務従事の可否を確認したうえで、商工会と利府町・松島町により応急対策の方針を決定し、管内小規模事業者の被災状況の把握に努め、情報の共有化を図る。
- ii) 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- iii) 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、利府町・松島町に設置される感染症対策本部からの指示・依頼等に基づき、商工会における感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

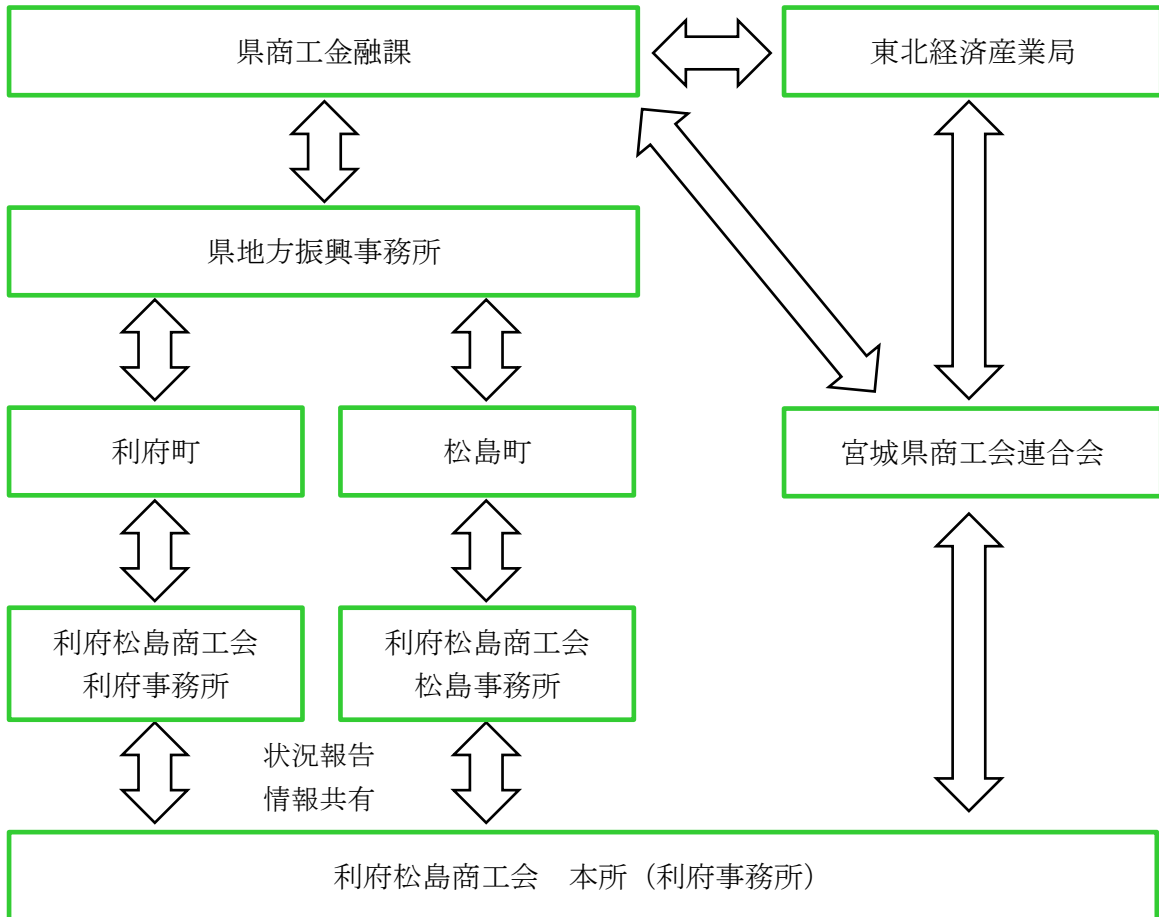
- i) 商工会と利府町・松島町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針および、職員自身の安全確保状況により応急対策ができない場合の役割分担を決め、大まかな被害状況確認と速やかな情報共有を行う。
- ii) 新型ウイルス感染症に対しては、利府町・松島町で取りまとめている「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、テレワークやスプリットオペレーションを導入する等支援体制維持に向けた対策を実施する。

【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ① 被害情報を迅速に把握できる指示命令系統を構築し、利府町・松島町及び宮城県、宮城県商工会連合会に報告する。
※被害情報については、指示命令系統を構築後、商工会情報収集担当職員が中心となり、迅速な情報収集に努める。
- ② 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う仕組みを構築する。具体的には、町からの円滑な災害の発生状況に関する情報を受けつつ、事業者に関する被害状況を確認し、報告する情報共有体制の構築を行う。
- ③ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ④ 商工会と利府町・松島町は被害状況の確認方法や被害額(建物、備品、商品等)の算定方法について、訓練等を実施の上、あらかじめ確認する。
※利府町・松島町には、町ごとに区分し宮城県作成の被害状況調査票で報告する。なお、報告についても、あらかじめ訓練等を実施する。
- ⑤ 商工会と利府町・松島町が共有した情報を、利府町・松島町より県地方振興事務所へ報告する。
- ⑥ 感染症流行の場合、国や宮城県からの情報や方針に基づき、商工会と利府町・松島町が共有した情報を宮城県の指定する方法にて商工会または各町より宮城県へ報告する。



※被害状況に関する各町との連絡窓口は商工会各事務所が行い、商工会利府事務所(本所)に情報を集約し共有する。また、宮城県商工会連合会への報告は商工会利府事務所(本所)が行う。
※商工会施設の被災状況により利府事務所が機能しない場合は、松島事務所が当該機能を果たす。

【商工会事務所 連絡先】

・利府事務所（本所）利府町中央二丁目 8 番地 3 TEL : 022-356-2124 Fax : 022-356-6088

・松島事務所 松島町高城字浜 1 番地の 27 TEL : 022-354-3422 Fax : 022-354-4054

【関係市町村・団体 連絡先】

・利府町 産業振興課商工観光班
利府町利府字新並松 4 番地 TEL : 022-767-2120 Fax : 022-767-2107

・松島町 産業観光課産業振興班
松島町高城字帰命院下一 19 番地の 1 TEL : 022-354-5707 Fax : 022-353-2041

・宮城県商工会連合会
仙台市青葉区上杉一丁目 14 番 2 号 TEL : 022-225-8751 Fax : 022-265-8009

（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

下記により相談窓口を迅速に開設し、被害詳細を把握するとともに、支援施策の周知と小規模事業者の被害状況に応じた復旧支援を行う。

- ① 相談窓口の開設方法について、宮城県商工会連合会や利府町・松島町と協議する。
(国・県から要請があった場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ② 安全性が確認された地域および建物において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況についても確認をする。
- ④ 応急時に有効な、国・県・利府町・松島町等の被災事業者施策について、管内小規模事業者に周知する。
- ⑤ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ⑥ 地区内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ① 利府町・松島町と連携し、宮城県の方針に従い支援方針を決定するとともに、宮城県商工会連合会や国・県・地域行政等の支援機関との連携により、被災小規模事業者に対して有効な復興支援を行う。
- ② 宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ③ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会に要請するとともに、専門家派遣等についても各支援機関に要請する。

（６）地域防災計画との連携（位置づけ等）

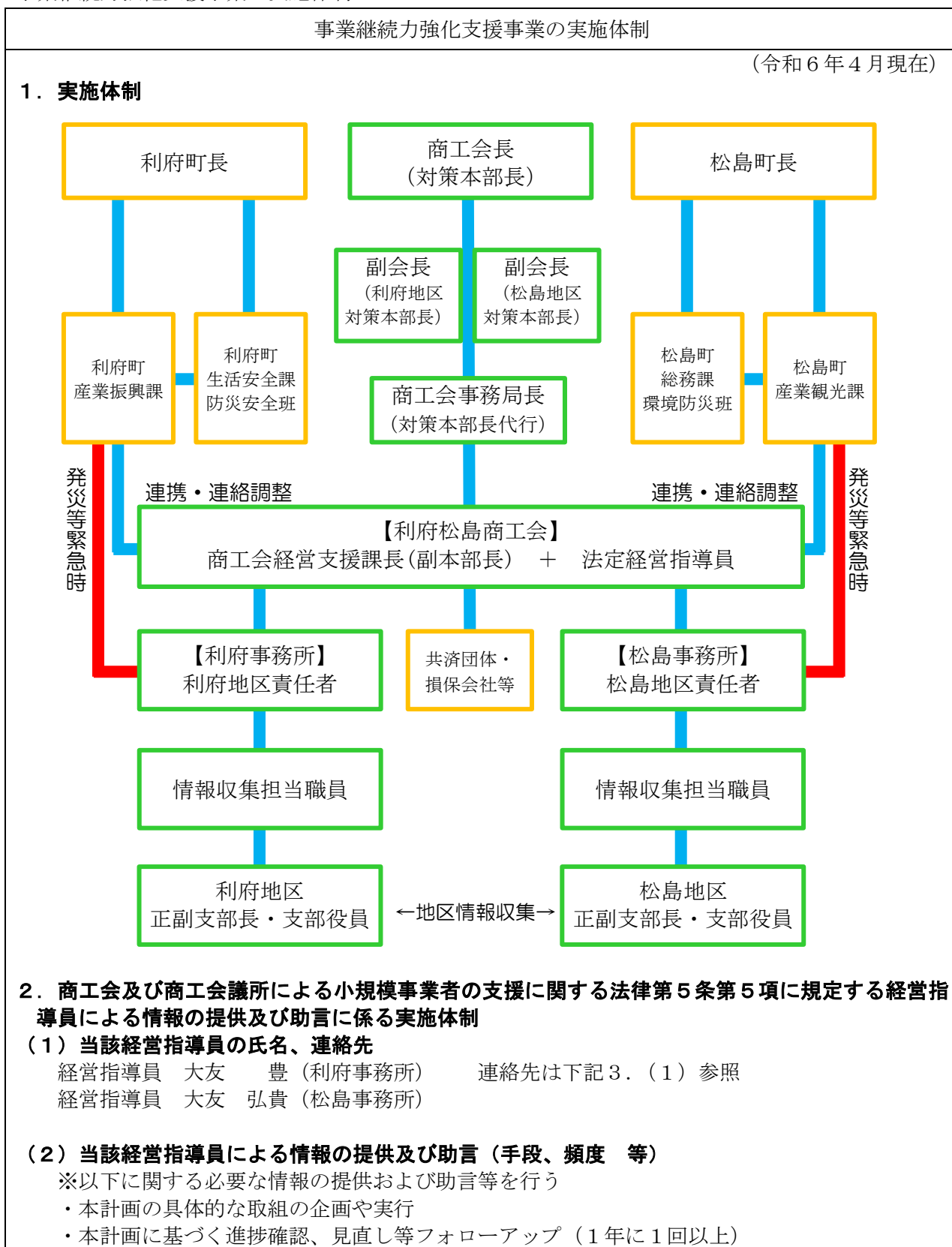
- ① 利府町・松島町の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保について協力する。
- ② 利府町・松島町の防災訓練に参加し、日頃から連携強化に努める。

（７）その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



3. 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

利府松島商工会 利府事務所	〒	981-0104
	住 所	宮城県宮城郡利府町中央二丁目8番地3
	電 話	022-356-2124
	F A X	022-356-6088
	E-m a i l	rifus@coral.ocn.ne.jp
利府松島商工会 松島事務所	〒	981-0215
	住 所	宮城県宮城郡松島町高城字浜1番地の27
	電 話	022-354-3422
	F A X	022-354-4054
	E-m a i l	matu3422@ruby.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www.rifumatu.miyagi-fsci.or.jp/	

(2) 関係市町村

① 利府町

産業振興課 商工観光班	〒	981-0112
	住 所	宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地
	電 話	022-767-2120
	F A X	022-767-2107
	E-m a i l	kankou@rifu-cho.com
生活安全課 防災安全班	〒	981-0112
	住 所	宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地
	電 話	022-767-2174
	F A X	022-767-2105
	E-m a i l	bousai@rifu-cho.com

② 松島町

産業観光課 産業振興班	〒	981-0215
	住 所	宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下-19番地の1
	電 話	022-354-5707
	F A X	022-353-2041
	E-m a i l	sangyou@town.matsushimamiyagi.jp
総務課 環境防災班	〒	981-0215
	住 所	宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下-19番地の1
	電 話	022-354-5782
	F A X	022-354-3140
	E-m a i l	kankyoubousai@town.matsushimamiyagi.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
セミナー開催費	150	150	150	150	150
パンフ、チラシ等作製費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、利府町補助金、松島町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

